

タイトル	介護予防・日常生活支援総合事業等委託料における消費税の過払いについて
いつ	令和元年度から令和5年度までの間 ※ 市の文書の保存年限により平成30年度以前の文書が廃棄済みのため、令和元年度から令和5年度までを調査した。
だれが	当時の保健福祉部長寿あんしん課 (令和5年10月からは、現在の健康部長寿あんしん課)
なにを	消費税の非課税事業である介護予防・日常生活支援総合事業等について、消費税を含んだ委託契約を締結し、消費税相当額を過払いしていた。
なぜ	介護予防・日常生活支援総合事業等を消費税の課税対象事業と誤認していた。他自治体の消費税相当額過払い事案の報道等を受け、委託事業を精査し、判明した。
どうした	令和6年度は、消費税非課税の委託契約を締結した。 令和元年度から令和5年度までに過払いした消費税相当額については、受託事業者に返還を依頼した。
金額	令和元年度から令和5年度までに過払いした消費税相当額は、10事業者で、合計2,383万6,325円。
問合せ先 担当課	課 名 健康部 長寿あんしん課 課長 氏 名 梅津 俊之 (うめつ としゆき) 電 話 048-464-1111 (内線2145)